

札幌市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案の概要

(等：札幌市後期高齢者医療に関する条例、札幌市介護保険条例)

1 条例改正の背景

- ・現在、本市の国民健康保険料の延滞金の計算方法は地方税法に準拠する形で条例で規定
- ・令和2年3月に地方税法の関係部分が改正（令和3年1月1日施行）
- ・これを受け、3保険料についても同様の改正を行ったもの。

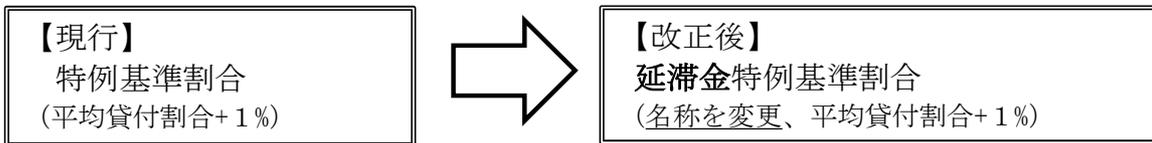
2 現行の条例

- ・条例本則では、延滞金の率を納期限から3か月までを7.3%、それ以降を14.6%と規定
- ・ただし、条例附則で7.3%及び14.6%の部分について、当分の間、特例基準割合（現在1.6%）に、それぞれ年1%、年7.3%の割合を加算した割合と規定

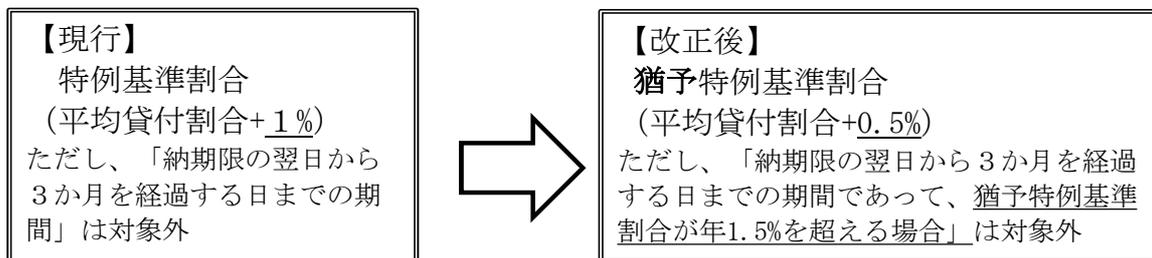
※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1パーセントの割合を加算した割合

3 改正の内容

(1) 履行遅滞となった保険料に係る延滞金の特例基準割合の名称変更 (3保険料共通)



(2) 徴収を猶予した期間の保険料に係る延滞金の特例基準割合の名称及び利率の変更（国民健康保険料のみ）



※ 平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

(3) 延滞金の割合の下限を新たに規定

延滞金の割合が年0%の割合になることのないよう、下限を年0.1%と規定

4 施行時期

令和3年1月1日

【令和2年度税制改正大綱（抜粋）】

六 納税環境整備

9 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

(国税)

利子税・還付加算金等の割合について、次の見直しを行う。

(2) 納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。

(注) 上記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。

(注) 上記(2)以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とする。

(4) 利子税・還付加算金等の割合について0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

(地方税)

還付加算金等の割合について、次の見直しを行う。

(2) 納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。

(注) 上記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。

(4) 還付加算金等の割合について0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記(2)以外の延滞金の割合については、従前どおりの割合とする。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する還付加算金等について適用する。